

# 産業カウンセラーの資格を もっと生かすために

「資格登録制度」「資格登録更新制度」新設のご案内



資格登録からはじまる  
向上、信頼、充実



社団法人 日本産業カウンセラー協会

# 産業カウンセラーの資格をもっと生かすために

## 「資格登録制度」「資格登録更新制度」新設のご案内

はじめに 2

新制度設立の目的 3

- ・ 産業カウンセラーはたいせつな資格

資格登録について 4

- ・ 資格登録をするとどんなメリットが？
- ・ 資格登録制度の対象となる有資格者
- ・ 2007（平成19）年度以降の資格取得者
- ・ 登録基準日について
- ・ 登録料、年会費について
- ・ 登録資格証発行、退会について
- ・ 商標登録について

更新制度の内容 6

- ・ 更新対象者
- ・ 更新期間
- ・ 更新に必要なポイント
- ・ 資格更新研修
- ・ ポイント取得対象とその内容
- ・ 更新免除について
- ・ 更新費用

資格登録のご案内 11

- ・ 「資格登録」の方法
- ・ 登録料および会費
- ・ 資格登録会員の特典

# はじめに

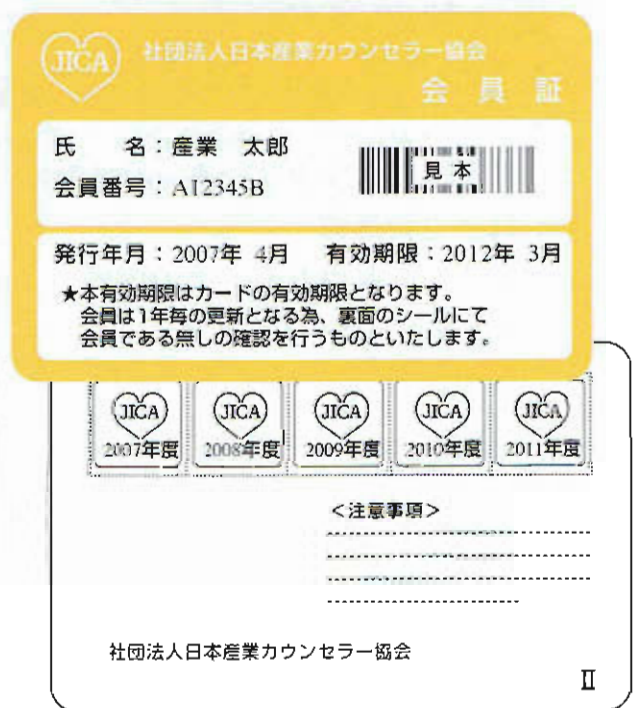
日本産業カウンセラー協会が労働省（当時）から社団法人の認可を得た翌年の1971年に、はじめて「2級産業カウンセラー」試験が実施されています。そして、1981年からは1級資格も誕生し、1990年には産業カウンセラー資格が労働省の技能審査資格として認定されました（この認定制度は2001年度末で終了）。このような35年におよぶ歴史を経て、今日までに協会が資格を授与した資格者は26,000人を超えました。

いま、高度に発達した日本の社会のなかで、働く人びとが心の健康を保ち、生き生きと働きつづけてゆくうえで、さまざまな問題があります。人が、働き生きてゆくことが、どう

してこんなに難しくなってきたのか、うつや自殺をなくすにはどうしたらよいか——いまこそ、産業カウンセラーが知恵と力を発揮することが求められています。

私たち産業カウンセラーは、こうした社会の期待に応えてゆくため、それぞれが日常的に研鑽を積むとともに、それを組織的に推進してゆく制度を設け、内外に、産業カウンセラーの資質向上に向けた確固とした意思を表明してゆくことが大切であると考えます。

このような立場から、有資格者の皆さんに今回の新しい制度をご理解いただき、資格登録をすすめていただきたいと思います。



※現在、デザインを検討中ですので、これは確定版ではありません。

# 新制度設立の目的

## 産業カウンセラーはたいせつな資格

産業カウンセリングを学びたいという希望者は年ごとに増え続けています。産業カウンセラー養成講座受講者は、2004年度から毎年3,000人を超えています。そして、平成17年度の資格試験受験者は5,000人を超えるなど、社会的関心が急速に高まっています。

現在、26,000人を超す有資格者のうち、およそ半数が協会に会員として加入し、産業カウンセリング活動を社会的に広げる活動に協力していただいています。しかし、まだ半数

の方が会員ではありません。

産業カウンセリングが社会的に注目を集めてきているいま、産業カウンセラー資格者のすべてが結集し、その力をさらに高めて社会に役立つ活動をすすめてゆくことが重要です。

そのために、有資格者の共通のルールとして、すべての資格者が「資格登録制度」に基づいて登録し、5年に一度ずつその資格登録を更新し、“たいせつな資格”を守り育ててゆこうというのが、この制度です。

### 知識、能力の維持向上

一人ひとりの産業カウンセラーが、心の専門家として必要な知識・能力を維持し、さらに高める努力を日常的に継続する必要性と重要性は言うまでもありません。

共通のルールにもとづく「資格登録制度」は個々人の活動の社会的認知を高め、活動の場をいっそう広げることに役立ちます。

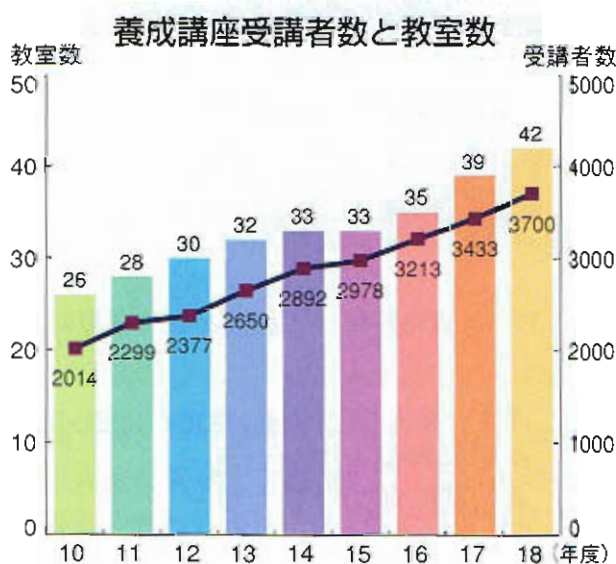
「資格登録更新制度」は、5年ごとに一定要件による資格更新手続きを行うことによって、資格を時宜に適した新しい内容へと向上させます。

### 資格登録をすることが活動の原則に

当協会が授与した資格によって、当協会に入会されないまま、カウンセリング活動を行っておられる方も少なくありません。しかし、2007（平成19）年度からは、資格取得後、原則として協会に資格登録をおこなわなければ、産業カウンセラーを呼称して活動することはできなくなります。

このさい、資格を当協会に登録されることによって社会的な認知度を高め、活動の場をいっそう広げられることを、当協会は期待しています。

また、それにより当協会の組織がさらに拡大し、協会の社会的信頼が高まり、その信頼性の向上によって個々の会員の方がたの活動もいっそうやりやすくなるでしょう。



# 資格登録について

## 資格登録をするとどんなメリットが？

各種産業カウンセラー資格を名のって活動するためには、資格登録が必要となります。当協会に「資格登録会員」として登録すれば、協会本部から「資格登録証」が発行されます。これにより社会的認知度の向上、資格登録した方には活動領域の広がりが期待できます。有資格者でも会員登録をしない方は「合格登録者」となるだけで、「資格登録会員」とはなりません。

なお、資格登録をおこなわない場合でも取得した資格は抹消されません。

## 資格登録制度の対象となる有資格者

つぎの資格を有する方が対象者となります（いずれも資格取得時の呼称）。

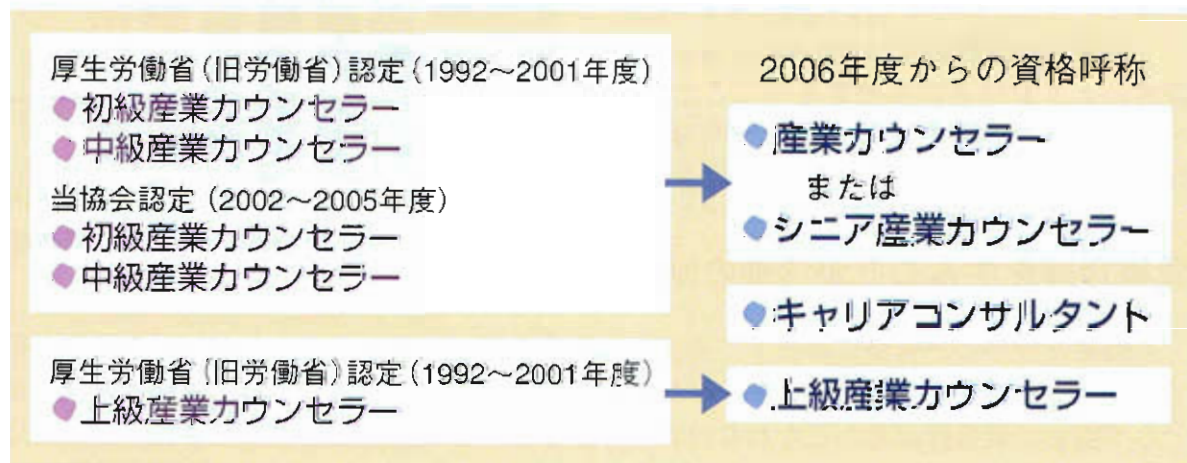
1992（平成4）年度から2001（平成13）年度までの間の、厚生労働省（旧労働省）認定によるつぎの資格者

- 初級産業カウンセラー
- 中級産業カウンセラー
- 上級産業カウンセラー

2002（平成14）年度以降の、産業カウンセラー協会認定によるつぎの資格者

- 産業（または初級産業）カウンセラー
- シニア産業カウンセラー  
（2005年度までの呼称は「中級産業カウンセラー」）
- キャリア・コンサルタント

なお、各資格呼称は下記のとおり変更になりました。



2005年度から当協会資格試験による資格呼称は「産業カウンセラー」または「シニア産業カウンセラー」に変更した。また、「中級産業カウンセラー」の呼称は2005年1月より「シニア産業カウンセラー」に変更した。資格登録制度においては、2006年度からの資格呼称に統一する。



## 2007（平成19）年度以降の資格取得者

当年度以降に資格を取得した者が産業カウンセラーなどの資格呼称を使用して活動をするためには、当協会に資格登録することが要件になります。（2006年5月27日開催の当協会第36回通常総会で決定）

### 登録基準日について

2007年4月1日を登録基準日とし、この日に当協会会員である有資格者は自動的に「資格登録会員」となります。また、登録基準日に当協会の会員資格を失っておられる方（2007年度会費未納の方）が2007年6月末日までに会費を納入した場合、会費納入時点から「資格登録会員」になります。

産業カウンセラーなどの資格を持たない方がたも、当協会の「会員」になることができます。登録基準日に当協会会員である方は、新制度に基づく「会員」に自動的に移行します。

### 登録料、年会費について

新たに資格登録をおこなうための登録料は現在の入会金と同額の7000円です。ただし、登録基準日に自動的に「資格登録会員」に移行した方は、登録料は必要ありません。年会費は1万円です。登録有効期間は5年間です。

### 登録資格証発行、退会について

「資格登録証」または、「会員証（資格を持たない会員に対し発行）」が本部から発行され、それぞれに有効期限を示す証紙が貼られています。年度会費納入の都度、新しい証紙が送付されます。当協会を退会することは自由ですが、再入会される場合には、所定の登録料（「会員」の場合は入会金）が必要となります。

### 商標登録について

「産業カウンセラー」「シニア産業カウンセラー」は当協会の登録商標です。商標法では「商標を保護することによって、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図る」ことにより「需要者の利益を保護することを目的とする」と定められています。

従って、商標登録権者である当協会としては「産業カウンセラー」「シニア産業カウンセラー」の呼称を使用する活動について一定の要件を定めることができます。

# 更新制度の内容

資格登録会員が資格登録を更新するためには、更新資格を取得することが必要です。更新資格を取得するには三通りの方法があります。

1. 協会が主催する各種研修会等に参加し、各資格ごとに定められたポイントを取得する。
2. 協会が主催する資格更新研修に参加する。
3. 取得すべきポイント数を補完するためにレポートを提出する。

以下のページでは、更新制度の内容と手続きについて説明します。

## 更新対象者

産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント、シニア産業カウンセラー  
各有資格者である資格登録会員

※上級カウンセラーについてはその資格試験の実施を凍結していることから、自動更新とします。

## 更新期間

2007（平成19）年4月1日の登録基準日から5年ごとに一括更新

※「更新までの年数」が3年未満の方は次回更新日まで繰り越しとなります。

### 「更新までの年数」の基準

資格登録日から初回更新日前日までの期間が

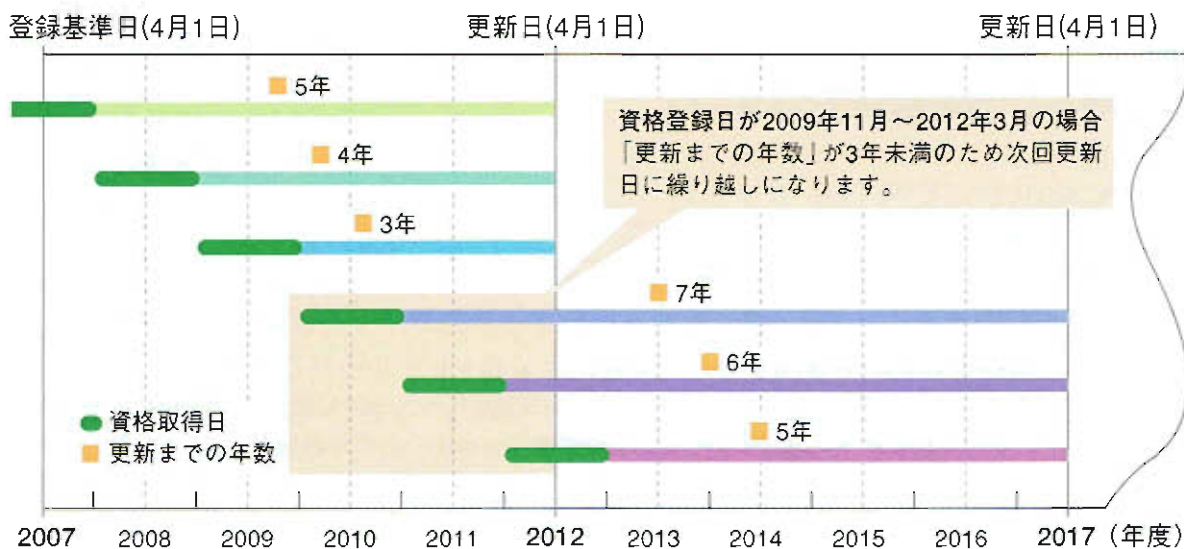
2年6カ月以上、3年6カ月未満の場合は「3年」

3年6カ月以上、4年6カ月未満の場合は「4年」

4年6カ月以上、5年6カ月未満の場合は「5年」

5年6カ月以上、6年6カ月未満の場合は「6年」

6年6カ月以上、7年6カ月未満の場合は「7年」



## 更新に必要なポイント

産業カウンセラー  
キャリア・コンサルタント

30ポイント

シニア産業カウンセラー

40ポイント

### 初回更新時（2012年4月1日）までの年数別必要ポイント

更新までの年数	産業カウンセラー キャリア・コンサルタント	シニア産業カウンセラー
3年	30ポイント	40ポイント
4年	30ポイント	40ポイント
5年	30ポイント	40ポイント
6年	35ポイント	45ポイント
7年	40ポイント	50ポイント

- シニア産業カウンセラー資格だけを持つ資格登録会員は、更新までの期間が3年を超える場合は40ポイント、2年以上3年未満の場合は30ポイント以上を取得すること。
- 産業カウンセラー有資格者が登録有効期間中にシニア産業カウンセラー資格を取得した場合の必要ポイント数については、その期間に限り、産業カウンセラー資格者が取得すべきポイント数を適用する。

## 資格更新研修

更新資格を得るためのポイント取得ができない方には、更新資格を取得していただくための「資格更新研修」を開催します。この研修は、協会支部が主催する研修会等に参加できない方のために、全国统一内容で開催します。一日（6時間）の研修受講で更新資格が得られます。5年に1回の更新日の2年前から、全国の主要都市で開催しますが、開催予定は会報、ホームページ等でお知らせします。

## ポイント取得対象とその内容

### ポイント取得の対象となる講座・研修等

- ① 協会本部・支部が主催する研修・講座および「会員学習グループに関する規程」※注に基づき学習グループが主催する研修等への参加
- ② 上記①に関する講座、研修等における講師または指導者としての活動
- ③ 全国研究大会への参加
- ④ 本制度において認める学会または団体が主催する研修等への参加
- ⑤ ポイント数補完のために提出するレポート
- ⑥ ポイント数が不足する場合の「資格更新研修」への参加

### 対象別ポイント数

- (1) 協会本部・支部が主催する研修・講座および「会員学習グループに関する規程」に基づく学習グループが主催する研修等への参加

研修等	1.5時間以上3時間まで	3ポイント
	3時間を超え6時間まで	5ポイント
スーパービジョン		2ポイント
更新研修	3時間	15ポイント
	6時間	30ポイント

- (2) 講師・指導者・スーパーバイザー

研修等	1.5時間以上3時間まで	5ポイント
	3時間を超え6時間まで	8ポイント
養成講座	リーダー・サブリーダー	15ポイント
	インターン	5ポイント
シニアコース講座スーパーバイザー		10ポイント
協会制度のスーパーバイザー(1回)		3ポイント

注1. 養成講座実技指導者としてのポイントは、面接実技講座時間数の80%以上を担当した場合に付与する。複数のコースを担当した場合はそれぞれについて付与する。

2. 実技指導を担当した時間数が面接実技講座時間数の80%未満の場合は、1日(6時間以上)につき1ポイントを付与する。

### (3) 全国研修大会への参加

一日の参加	5ポイント
二日間の参加	10ポイント
分科会等における発表等	3ポイント

### (4) 本制度において認める学会または団体等が主催する研修等への参加

- ① 学会または団体が主催する研修会・講座への参加は1回（時間数は問わない）につき2ポイント、発表は2ポイントとする。ただし、これらにおいて取得できるポイントの上限は、各資格ごとに定められた取得すべきポイント数の3分の1未満とする。
- ② 参加また発表に関する証明は、「参加証」「領収書」または協会所定の参加証明書を提出する。
- ③ 「本制度において認める学会または団体」の原則的な基準をつぎのとおりとし、下記の学会・団体を例示する。ここに例示しない学会・団体等が主催する研修・講座についての判定は、会員からの申請の都度、支部において判断する。

#### 《指定する基準》

- 1) 心理、カウンセリングおよび産業カウンセリングの実践にかかわる関連領域を専門とする学会・団体・大学等であること。
- 2) 当協会（支部を含む）との間で継続的に連携または協働の関係にあること。
- 3) 当協会登録会員が参画または参加する可能性が高いと推定される学会・研究大会・研修会等を主催する学会、団体、大学であること。
- 4) 対象とする分野・科目は産業カウンセラー養成講座・シニアコース講座およびキャリア・コンサルタント講座のカリキュラムに準ずるものとする。

#### 《学会・団体等の例示》

日本うつ病学会 日本音楽療法学会 日本カウンセリング学会 日本学生相談学会 日本家族心理学会 日本行動分析学会 日本行動療法学会 日本交流分析学会 日本産業衛生学会 日

本産業カウンセリング学会 日本産業ストレス学会 日本産業精神保健学会 日本自殺予防学会 日本自律訓練学会 日本心理臨床学会 日本進路指導学会 日本トランスパーソナル学会 日本内観学会 日本人間性心理学会 日本認知心理学会 日本箱庭療法学会 日本発達心理学会 日本臨床心理学会 日本論理療法学会 森田療法学会 日本キャリアデザイン学会

(26学会)

中央労働災害防止協会 産業保健推進センター 心理相談員会（各地方組織） 中央職業能力開発協会

(4団体)

### (5) レポート提出について

- ① 研修参加等により取得するポイントを補完するため、一更新期間中に1回のレポート提出を認める。ポイント数は5。
- ② レポートの課題等詳細は、更新基準日2年前に発表する。

## 更新免除について

1. 資格登録後に迎える更新基準日において満75歳を超える場合。
2. 病気、海外転勤など、やむを得ない事情により更新要件を満たすことができなかった者で更新基準日の6ヶ月前までに申請があった者。

## 更新費用

更新に要する費用は1回3000円（税別）です。

※注「会員学習グループに関する規程」

この規程は、会員相互の交流および研鑽を奨励するため、2000（平成12）年に設けた規程。会員が、相互研鑽に資するための学習をおこなうことを目的に、10人以上30人以内で組織するグループをいう。グループを結成しようとする会員は、その代表者を定め所属する支部の支部長の承認を得るほか、活動計画・実施結果、経理報告等の支部長への提出・承認が義務付けられている。

# 資格登録のご案内

現在、産業カウンセラー協会に加入されていない方へ

2007（平成19）年度から始まる「資格登録制度」と「資格更新制度」のご案内、お読みいただきましたでしょうか。

産業カウンセラー等の資格を取られた方で、これまで協会に会員として加入されたことがない方、また、一度は加入されたが退会された方、こうした方がたに、今回の制度の趣旨をご理解いただき、ぜひ、「資格登録」をお願いいたします。

「資格登録」の手続き等は以下のとおりです。

## 1. 「資格登録」の方法

### ◇ 「資格登録申込書」（「入会申込書」）記載によるお申込

同封している「資格登録申込書」に記載し、郵送またはFAXでお送りください。同時に、指定の郵便局口座に登録料・会費をご入金ください。

### ◇ ホームページからのお申込

協会ホームページ（「一般の方へ」から「入会案内（個人会員）」へ進む）の申込書に記入し、送信してください。同時に、指定の郵便局口座に登録料・会費をご入金ください。

### ◇ 会費等振込先

- ・同封の郵便局用振込用紙をご使用下さい。
- ・郵便局備えつけの振込用紙を使用する場合の振込先口座番号は「00120-0-46048」です。

〔お申込にあたってのお断り〕

現在、協会会員として加入申込をしていただいた場合、送金いただいた登録料・会費は、加入申込み時点の年度分として取り扱われます。しかし、今回のご案内に基づき資格登録していただく場合、18年度内は現行の会員制度に基づき加入されたものとみなしますが、年度内の残された期間が短いことと、資格登録制度の発足が2007（平成19）年度からであることから、原則として、登録料・会費は2007（平成19）年度分として取り扱うこととします。ただし、18年度内（2007年3月末日まで）においては、協会取扱い書籍の購入および支部主催会員研修への参加の場合の価格・料金は「会員扱い」としてサービスします。

- 「資格登録申込書」を受領し、登録料・会費の入金確認後、協会から「受領証」をお送りします。「資格登録証」がお手元に届くまでに日数がかかるため、「受領証」では、協会ホームページを経て新しい会員サービスシステムにアクセスするために必要な資格登録番号もお知らせします。

## 2. 登録料および会費

### ◇ 登録料

7,000円

### ◇ 会 費

通期登録会員（4月1日より9月末日の間に登録した会員）

年10,000円

\*会報誌は4月号からお送りします。

下期登録会員（10月1日以降に登録した会員）※今回のお申込には適用されません。

「[お申込にあたってのお断り]」(11ページ)  
をご覧ください。

年5,000円

\*会報誌は10月号からお送りします。

家族登録会員割引（同居の夫婦、親子、兄弟の双方が登録する場合）

2人目の年会費は7,000円 \*会報誌は家族に1冊送付となります。

## 3. 資格登録会員の特典

- ①資格登録会員は、定款に定める「会員」として協会定期総会に出席して権利を行使できます。
- ②資格登録会員には会報誌『産業カウンセリング』を年11回、お送りします。
- ③資格登録会員は、書籍購入および各種研修会参加費等について割引特典が受けられます。
- ④資格登録会員は、住所地または勤務地など、会員が指定する登録地を管轄する協会支部に所属します。支部からは会報誌や研修会開催案内が送付されます。

### 【送付先】

社団法人 日本産業カウンセラー協会

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-35 大門佐野ビル3階

TEL：03-3438-4568 FAX：03-3438-4487

### 【協会会費振込先】

口座番号：郵便局 00120-0-46048

金 額：登録料7,000円、年会費10,000円、計17,000円（通期登録会員）

登録料7,000円、年会費5,000円、計12,000円（10月会員）

加入者名：社団法人 日本産業カウンセラー協会

### 【登録料（入会金）・会費に関する割引制度について】

1. 同居の夫婦・親子または兄弟で登録会員（家族会員）となる場合、届出があれば、2人目以降の年会費を7,000円とする。ただし、会報の送付は1家族1冊とする。
2. 3年以内の再加入者の登録料（入会金）は5,000円とする。

社団法人 日本産業カウンセラー協会

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-35大門佐野ビル3F

TEL 03-3438-4568 FAX 03-3438-4487

URL <http://www.counselor.or.jp>

E-mail [mentaldock@counselor.or.jp](mailto:mentaldock@counselor.or.jp)